

第396回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年11月22日(火) 10:00～10:16

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから「第396回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 総務課長の田中でございます。よろしくをお願いいたします。

本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

第1部については、公開案件ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をする扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

また本日、北本委員は、所用のため御欠席でございます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、田中総務課長から御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 それでは、資料3を御覧いただけますでしょうか。「新型コロナウイルス

ス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」、ということでございます。

趣旨でございますが、以下に記載する申請者から2022年11月17日及び18日付で経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別な事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料3-1のとおり経済産業大臣から意見の求めがあったということでございます。これらに対する回答について御検討いただくものでございます。

それでは、70行目を御覧いただきますと、電気については、申請者に関しては、これは先月までと一緒にございまして、内容につきましても、80行目にあるとおり、2022年10月26日に認可を受けて実施した特例措置について、以下の2点について措置しようとするもの、ということで、82行目以下に記載のとおり8月検針分、9月検針分、10月、11月検針分について、支払期限を更に1か月延長するとともに、89行目に記載のとおり、新たに11月検針分の電気料金について支払期限を1か月延長するというものでございます。

91行目以下、ガスに関しても同様ということでございます。

111行目以下にありますとおり、引き続き、一時的に電気料金等の支払いが困難となる需要家からの申出に柔軟に対応する必要があるため、120行目以下、4.にございますとおり、本申請については、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えられます。

したがいまして、124行目にあるとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可等をすることに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたいというものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から御説明のありました内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答すること

といたします。

ありがとうございました。

それでは、議題の2に移ります。「料金制度専門会合の構成員の変更について」に関しまして、田中総務課長から御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　それでは、資料4を御覧いただけますでしょうか。「料金制度専門会合の構成員の変更について」でございます。

こちらでございますけれども、当委員会の下に設置されている専門会合の構成員につきましては、委員及び専門委員の中から委員長が指名すること、とされているところでございます。

今般、11行目に記載のとおり、①河野康子氏（日本消費者協会理事）が、委員長指名に基づき料金制度専門会合に新たに御参画を頂くとともに、村上千里氏（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事）が、同構成員を辞任することに伴い、以下のとおり構成員を変更することとしたいというものでございます。

次のページでございますけれども、20行目以下にございますとおり、「変更後の料金制度専門会合構成員（案）」、37行目の下線のとおり、新たに河野康子氏に料金制度専門会合に御参画いただくこととしたいというものでございます。

以上、私からの御説明でございます。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。——よろしいでしょうか。

（異論：なし）

それでは、本件は報告事項でございますので、委員長として指名手続を進めさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、伊藤管理官から御説明を、よろしくをお願いいたします。

○伊藤NW事業統括管理官　取引監視課の伊藤です。

資料5を御覧ください。「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」です。

「(趣旨)」の欄を御覧ください。

ガス小売事業者3社の、ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、2022年11月14日に開催された料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただいたため、その確認結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答について御審議いただくものでございます。

14行目、「1. 料金制度専門会合における事後評価の確認結果について」です。

本省所管の対象事業者1社及び経産局所管の対象事業者2社の、計3社のガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただいたため、その確認結果について、資料5-1にて報告させていただきます。

10ページを御覧ください。「2. 総評」でございます。

事務局にて行った評価の結果でございますが、まず1つ目の●、審査基準のステップ1の「ガス事業利益率による基準」については、個社の直近3か年度平均の利益率が4社の10か年度平均の利益率を上回る会社はいなかった。

上記により、原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売り事業者3社について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

結論として、以上を踏まえ、料金制度専門会合におきましては、今回事後評価の対象となった旧一般ガスみなしガス小売事業者について、「現行の料金に関する値下げ認可申請の対象があるとは認められなかった。」、このように取りまとめていただきました。

1ページにお戻りください。

20行目、「2. 経産大臣への回答について」です。本省所管の対象事業者1社については、10月27日付にて、経済産業大臣から本委員会委員長宛てに意見を求められていることから、委員会として回答案のとおり、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨、回答を行うこととしたいと考えてございます。

なお、経産局所管の対象事業者2社については、事後評価の事務を委任している各経産局において、委員長名で経済産業局長宛てに回答を行うこととなります。

説明は以上です。御審議のほどを、よろしく願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。——よろしいで

しょうか。

(質問、意見等：なし)

どうもありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、経済産業大臣へ意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣へ意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の4「ガス導管事業者の2021年度託送収支の事後評価について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から御説明をよろしく願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 資料6につきまして御説明をいたします。「ガス導管事業者の2021年度託送収支の事後評価について」です。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者、以下「ガス導管事業者」と申し上げますけれども、ガス導管事業者の2021年度託送収支の事後評価につきましては、11月14日に開催された料金制度専門会合におきまして、法令に基づく事後評価を行いました。

その内容ですけれども、本日の資料6-1として添付しております。

結論から申し上げますと、ストック管理・フロー管理、それぞれについて確認を行った結果、資料の23行目以下の結論となっております。

まず23行目、(1)ですが、事後評価の対象事業者のうちの4社につきまして、2021年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過しております。期日までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合は、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行うことが妥当と整理しております。

続きまして、32行目からですけれども、事後評価の対象事業者のうち3社につきましては、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる5%を超過しております。一方で、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について、合理的な説明がなされ、料金制度専門会合においても、それを確認いたしました。したがって、これら3社については、変更命令の対象外とすることが妥当と考えております。

上記のストック基準・フロー基準に該当しない事業者については、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められない。こういう整理で料金制度専門会合においても妥当

ということをごさいますて、資料6-2、別紙において、所要の整理を行ってはおりますけれども、結論といたしまして、こうしたことで、経済産業大臣及び各経済産業局長に意見回答をしてよろしいか、伺います。

回答の案文については、後ろのほうに案を付けております。

私からの説明は、以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、経済産業大臣及び各経済産業局長等へ意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣及び各経済産業局長等へ意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長　　事務局から1点、お伝えをいたします。

前回の委員会からの間に1件、緊急での書面開催を行っております。「一般送配電事業者からの報告について」につき、事務局の案のとおり、今後の対応について決定をしております。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

ありがとうございました。

――了――